

評価方法基準 新旧対照条文(改正案)

改正前	改正後																																			
<p>第 1 ~ 第 4 (略)</p> <p>第 5 評価の方法の基準(性能表示事項別)</p> <p>1 ~ 4 (略)</p> <p>5 温熱環境に関すること</p> <p>5 - 1 省エネルギー対策等級</p> <p>(1) ~ (2) (略)</p> <p>(3) 評価基準(新築住宅)</p> <p>次のイ又はロのいずれかの基準によるものとする。</p> <p>イ 熱損失係数等による基準</p> <p>等級は、次に掲げる基準におけるそれぞれの等級(個別条件の下で求められる等級と特定条件の下で求められる等級のいずれか高い方の等級とすることができる。5 - 1において同じ。)のうち、最も低いものとする。</p> <p>熱損失係数に関する基準</p> <p>a (略)</p> <p>b aの熱損失係数は、建築主等の判断の基準 1 - 3(2)イの(ロ)から(ニ)までに定める計算方法により算出する。この場合において、建築主等の判断の基準 1 - 3(2)イの(ロ)から(ニ)までの規定中「(イ)に定める熱損失係数の基準値」とあるのは「評価方法基準(3)イ aの表に掲げる熱損失係数の基準値」とし、等級 3 への適合判定にあつては、(ニ)中のmに係る表は次の表 1 と、R_0に係る表は次の表 2 とし、等級 2 への適合判定にあつては、(ニ)は適用しないものとする。</p> <p>表 1</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2" style="text-align: center;">居室床面積 1 m²当たりの蓄熱部位の熱容量 (単位 kJ / K)</th> <th rowspan="2" style="text-align: center;">日射の有効利用率</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">床</th> <th style="text-align: center;">床以外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6" style="text-align: center; vertical-align: middle;">一戸建ての住宅</td> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">100 以上</td> <td style="text-align: center;">200 以上</td> <td style="text-align: center;">0.65</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">200 未満</td> <td style="text-align: center;">0.60</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">50 以上 100 未満</td> <td style="text-align: center;">100 以上</td> <td style="text-align: center;">0.55</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">100 未満</td> <td style="text-align: center;">0.50</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">10 以上 50 未満</td> <td style="text-align: center;">100 以上</td> <td style="text-align: center;">0.45</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">100 未満</td> <td style="text-align: center;">0.35</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">10 未満</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">0.35</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">共同住宅等</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">250 以上</td> <td style="text-align: center;">0.70</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">100 以上 250 未満</td> <td style="text-align: center;">0.60</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">100 未満</td> <td style="text-align: center;">0.50</td> </tr> </tbody> </table>		居室床面積 1 m ² 当たりの蓄熱部位の熱容量 (単位 kJ / K)		日射の有効利用率	床	床以外	一戸建ての住宅	100 以上	200 以上	0.65	200 未満	0.60	50 以上 100 未満	100 以上	0.55	100 未満	0.50	10 以上 50 未満	100 以上	0.45	100 未満	0.35	10 未満	—	0.35	共同住宅等	250 以上		0.70	100 以上 250 未満		0.60	100 未満		0.50	<p>第 1 ~ 第 4 (略)</p> <p>第 5 評価の方法の基準(性能表示事項別)</p> <p>1 ~ 4 (略)</p> <p>5 温熱環境に関すること</p> <p>5 - 1 省エネルギー対策等級</p> <p>(1) ~ (2) (略)</p> <p>(3) 評価基準(新築住宅)</p> <p>次のイ又はロのいずれかの基準によるものとする。</p> <p>イ 熱損失係数等による基準</p> <p>等級は、次に掲げる基準におけるそれぞれの等級(個別条件の下で求められる等級と特定条件の下で求められる等級のいずれか高い方の等級とすることができる。5 - 1において同じ。)のうち、最も低いものとする。</p> <p>熱損失係数に関する基準</p> <p>a (略)</p> <p>b aの熱損失係数は、建築主等の判断の基準 1 - 3(2)イの(ロ)から(ニ)までに定める計算方法により算出する。この場合において、建築主等の判断の基準 1 - 3(2)イの(ロ)から(ニ)までの規定中「(イ)に定める熱損失係数の基準値」とあるのは「評価方法基準(3)イ aの表に掲げる熱損失係数の基準値」とし、等級 3 への適合判定にあつては、(ニ)中のaに係る表中「1.04」とあるのは「1.03」と、「1.06」とあるのは「1.04」と、「1.10」とあるのは「1.06」と、「1.15」とあるのは「1.08」とし、等級 2 への適合判定にあつては、(ニ)は適用しないものとする。</p>
		居室床面積 1 m ² 当たりの蓄熱部位の熱容量 (単位 kJ / K)			日射の有効利用率																															
	床	床以外																																		
一戸建ての住宅	100 以上	200 以上	0.65																																	
		200 未満	0.60																																	
	50 以上 100 未満	100 以上	0.55																																	
		100 未満	0.50																																	
	10 以上 50 未満	100 以上	0.45																																	
		100 未満	0.35																																	
10 未満	—	0.35																																		
共同住宅等	250 以上		0.70																																	
	100 以上 250 未満		0.60																																	
	100 未満		0.50																																	

- 1 「蓄熱部位」とは、蓄熱に有効な熱容量を有する部位をいう。
- 2 「居室床面積1㎡当たりの蓄熱部位の熱容量」とは、蓄熱部位の熱容量の合計を、居室の床面積の合計で除したものをいう。

表2

地域区分	建築主等の判断の基準別表第2に掲げる地域の区分					
	(い)	(ろ)	(は)	(に)	(ほ)	
一戸建ての住宅	—	0.033	0.068			
	—	0.039	0.082	0.125		
	—	0.039	0.082	0.125	0.167	
	—	0.044	0.092	0.141	0.189	0.237
	—			0.141	0.189	0.237
共同住宅等	—	0.051	0.106			
	—	0.061	0.127	0.193		
	—	0.061	0.127	0.193	0.260	
	—	0.069	0.143	0.218	0.293	0.367
	—			0.218	0.293	0.367

(略)

相当隙間面積に関する基準

- a 次の表の(い)項に掲げる等級ごとに、(ろ)項に掲げる地域区分に応じ、相当隙間面積がそれぞれ同項に掲げる基準値以下であること。ただし、建築主等の判断の基準別表第1の地域において等級3の基準を満たさない評価対象住戸にあっては等級2とし、同表の、及び地域において等級4の基準を満たさない評価対象住戸にあっては等級3とする。

等級	(い)						(ろ)					
	相当隙間面積(単位 cm ² /m ²)											
4	2.0	2.0	5.0	5.0	5.0	5.0	2.0	2.0	5.0	5.0	5.0	5.0
3	5.0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

- b、及びに掲げる基準におけるそれぞれの等級のうち、最も低いものが等級4である評価対象住戸について、建築主等の判断の基準1-3(2)イ(ロ)に定める計算方法により算出される熱損失係数が3.7W/m²・Kを超える場合にあってはの基準は適用しないこととし、1.9W/m²・Kを超え3.7W/m²・K以下である場合にあってはaの表に掲げる相当隙間面積の基準値を5.0cm²/m²とすることができる。
- c、及びに掲げる基準におけるそれぞれの等級のうち、最も低いものが等級3である評価対象住戸について、建築主等の判断の基準1-3(2)イ(ロ)に定める計算方法により算出される熱損失係数が1.8W/m²・Kを超える場合にあってはの基準は適用しない。
- d 相当隙間面積は、次の表の(い)項に掲げる住宅の種類ごとに、(ろ)項に掲げる数値であるものとする。

(い)	(ろ)

(略)

() 屋根又は外壁を断熱構造とする場合にあっては、断熱層の外気側への通気層（断熱層の外側に設ける空気の層で、両端が外気に開放されたものをいう。以下同じ。）の設置（断熱層に繊維系断熱材等を使用する場合にあっては、当該断熱層と通気層との間に防風層（通気層を通る外気の断熱層への侵入を防止するため、防風性が高く、透湿性を有する材で構成される層をいう。）を併せて設置するものとする。）その他の換気上有効な措置を講じること。なお、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(イ) 当該部位が鉄筋コンクリート造、組積造その他これらに類する構造（以下「鉄筋コンクリート造等」という。）であるなど躯体の耐久性能を損なうおそれのない場合

(ロ) 建設地の地域区分が 地域以外で、防湿層が 170m²hmmHg/g 以上の透湿抵抗値を有する場合

(ハ) 建設地の地域区分が 地域以外で、断熱層の外気側に軽量気泡コンクリート（日本工業規格 A5416-2007（軽量気泡コンクリートパネル（ALC パネル））に規定するものをいう。）又はこれと同等以上の断熱性及び吸湿性を有する材料を用いる場合で、防湿層が 40m²mmHg/g 以上の透湿抵抗を有する場合、又はこれと同等以上の措置を講ずる場合

(ニ) () の(イ)又は(ロ)に該当する場合

(ホ) (イ)から(ニ)までに掲げるものと同等の結露の発生の防止に有効な措置が講じられていることが確かめられた場合

() 鉄筋コンクリート造等の住宅の床、間仕切壁等が断熱層を貫通する部分（乾式構造による界壁、間仕切壁等の部分並びに玄関床部分を除く。以下「構造熱橋部」という。）においては、断熱補強（熱橋に断熱材等を補うことにより断熱性能を強化することをいう。以下同じ。）を、内断熱工法の住宅にあっては表 1、外断熱工法の住宅にあっては表 2 に定める基準値以上行うこと。なお、建設地の気象データを用いた計算により、構造熱橋部に結露が発生しないことが確かめられた場合にあっては、この限りでない。

表 1

構造熱橋部の形状	断熱補強の部位・範囲・基準値		地域区分			
			—	—	—	a
構造熱橋部の梁、柱が室内側に突出している場合	床面	断熱補強の範囲 (単位 mm 以下同じ。)	500	200	150	125
		断熱補強の熱抵抗の基準値 (単位 m ² ・K / W 以下同じ。)	0.4	0.1	0.1	0.1
	壁面	断熱補強の範囲	100			
		断熱補強の熱抵抗の基準値	0.1			
構造熱橋部の梁、柱が室外側に突出している場合	床面	断熱補強の範囲	200	75	50	
		断熱補強の熱抵抗の基準値	0.2	0.1	0.1	
	壁面	断熱補強の範囲	150	75	50	
		断熱補強の熱抵抗の基準値	0.2	0.1	0.1	
構造熱橋部の梁、柱が室内側、室外側いずれにも突出していない場合	床面	断熱補強の範囲	200	100	75	
		断熱補強の熱抵抗の基準値	0.2	0.1	0.1	
	壁面	断熱補強の範囲	200	75	75	
		断熱補強の熱抵抗の基準値	0.2	0.1	0.1	

1 地域区分のうち「 a 地域」は、住宅事業建築主の判断の基準（平成 20 年経済産業省・

国土交通省告示第 号)別表第1に掲げる a 地域をいう。

2 柱、梁等が断熱層を貫通する場合は、当該柱、梁等が取り付く壁又は床から突出先端部までの長さが 900 mm 以上の場合は構造熱橋部として扱うこととし、900 mm 未満の場合は当該柱、梁等が取り付く壁又は床の一部として取扱う。以下表 2 において同じ。

表 2

構造熱橋部の形状	断熱補強の部位・範囲・基準値		地域区分
			—
構造熱橋部の梁、柱が室内側に突出している場合	床と壁の取り合い部	断熱補強の範囲(単位 mm 以下同じ。)	75
		断熱補強の熱抵抗の基準値(単位 $m^2 \cdot K / W$ 以下同じ。)	0.1
構造熱橋部の梁、柱が室内側、室外側いずれにも突出していない場合	壁と屋根の取り合い部	断熱補強の範囲	50
		断熱補強の熱抵抗の基準値	0.1

() 鉄筋コンクリート造等の住宅を内断熱工法により施工する場合には、断熱材をコンクリート躯体に全面密着させるなど、室内空気が断熱材とコンクリート躯体の境界に流入しないようにすること。

b 等級 3

設計施工指針 3 (2) 口 (ロ)、(ハ)、(ニ)及び(フ)に掲げる基準に適合していること。この場合において、3 - 1 (3)イ g に適合している場合にあつては設計施工指針 3 (2) 口 (ロ) に、3 - 1 (3)イ f に適合している場合にあつては設計施工指針 3 (2) 口 (ハ) 及び(ニ)に、それぞれ適合しているものとみなす。

c 等級 2

設計施工指針 3 (2) 口 (ロ) に掲げる基準に適合していること。

口 熱貫流率等による基準

等級 4

次に掲げる基準に適合していること。

a (略)

b 躯体の断熱性能等に関する基準

設計施工指針 3 に掲げる基準に適合していること。この場合において、設計施工指針 3 の本文中「次に」とあるのは「(1)並びに(2)イ、口の(ロ)から(ハ)まで及び(フ)並びに八並びに(3)に」と、設計施工指針 3 (3) 二(二)中「流入」とあるのは「高濃度で流入及び滞留」とし、3 - 1 (3)イ g に適合している場合にあつては設計施工指針 3 (2) 口 (ロ) に、3 - 1 (3)イ f に適合している場合にあつては設計施工指針 3 (2) 口 (ハ) 及び(ニ)に、それぞれ適合しているものとみなす。

c 開口部の断熱性能等に関する基準

設計施工指針 4 ((4)を除く。) に掲げる基準に適合していること。

b 等級 3

5 - 1 (3) a () 及び() に掲げる基準に適合していること。ただし、() の(二)中、「地域区分が 又は 地域の場合にあつては 5 以上(屋根又は天井の場合にあつては 6 以上) 地域の場合にあつては 3 以上(屋根又は天井の場合にあつては 4 以上) 又は 地域の場合にあつては 2 以上(屋根又は天井の場合にあつては、3 以上) となる場合」とあるのは、地域区分が 又は 地域の場合にあつては 4 以上(屋根又は天井の場合にあつては 5 以上) 地域の場合にあつては 2 以上(屋根又は天井の場合にあつては 3 以上) 又は 地域の場合にあつては 2 以上とする。

c 等級 2

5 - 1 (3) b に掲げる基準に適合していること。ただし、「() 及び() 」とあるのは、「() 」とする。

口 熱貫流率等による基準

等級 4

次に掲げる基準に適合していること。

a (略)

b 躯体の断熱性能等に関する基準

設計施工指針 3 に掲げる基準に適合していること。

c 開口部の断熱性能等に関する基準

設計施工指針 4 に掲げる基準に適合していること。

d 結露の発生を防止する対策に関する基準

イ a に掲げる基準に適合していること。

等級3

次に掲げる基準に適合していること。

a (略)

b 躯体の断熱性能等に関する基準

設計施工指針3に掲げる基準に適合していること。この場合において、設計施工指針3の本文中「次に」とあるのは「(1)、(2)イの(イ)から(ロ)まで、ロの(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(フ)並びに(3)に」と、設計施工指針3(1)イの本文は「熱橋(構造部材、下地材、窓枠下材その他断熱構造を貫通する部分であって、断熱性能が周囲の部分より劣るものをいう。以下同じ。)となる部分(壁に設けられる横架材を除く。)による低減を勘案した熱貫流率が、それぞれ住宅の種類、部位及び地域の区分に応じ、次の表に掲げる数値以下であること。」と、設計施工指針3(1)イの表は次の表1と、設計施工指針3(1)ロの表は次の表2と、設計施工指針3(2)イ(ロ)の本文は「屋根又は天井と壁及び壁と床との取合部においては、外気が室内に流入しないよう有効な措置を講ずること。」と、設計施工指針3(3)の本文中「地域の区分に応じ、判断基準1-4(1)の表に掲げる基準値」とあるのは「別表第1の 地域においては、 $5.0\text{cm}^2/\text{m}^2$ 」と、設計施工指針3(3)二(二)中「流入」とあるのは「高濃度で流入及び滞留」とし、3-1(3)イ gに適合している場合にあっては設計施工指針3(2)ロ(ロ)に、3-1(3)イ fに適合している場合にあっては設計施工指針3(2)ロ(ハ)及び(ニ)に、それぞれ適合しているものとみなす。

表1

住宅の種類	部 位	熱貫流率の基準値 (単位 $\text{W}/\text{m}^2\cdot\text{K}$)						
		地域の区分						
(1) 鉄筋コンクリート造の住宅その他これに類する住宅又は気密住宅	屋根又は天井	0.24	0.52	0.67	0.67	0.67	0.67	
	壁	0.45	1.03	1.03	1.11	1.63		
	床	外気に接する部分	0.30	0.54	0.54	0.83	1.00	
		その他の部分	0.43	0.83	0.83	1.26	1.51	
	土間床等の外周	0.43	0.78	0.78				
(2) (1)以外の組積造の住宅又は枠組壁工法による住宅その他これに類する住宅	屋根又は天井		0.42	0.59	0.59	0.59	0.59	
	壁		0.84	0.84	1.20	1.50		
	床	外気に接する部分		0.44	0.44	0.67	0.89	
		その他の部分		0.59	0.59	1.03	1.32	
	外気に接する土間床等の外周		0.67	0.67				
(3) (1)及び(2)以外の住宅	屋根又は天井		0.33	0.48	0.48	0.48	0.48	
	壁		0.58	0.58	0.80	1.20		
	床	外気に接する部分		0.34	0.34	0.59	0.79	
		その他の部分		0.54	0.54	0.88	1.30	
	土間床等の外周		0.49	0.49				
			0.70	0.70				

「気密住宅」とは、イ dにおいて相当隙間面積が $5.0\text{cm}^2/\text{m}^2$ 以下であると判定された住宅をいい、以下同様とする。

表2

住宅の種類	部 位	断熱材の熱抵抗の基準値 (単位 $\text{m}^2\cdot\text{K}/\text{W}$)						
		地域の区分						
(1) 鉄筋コンクリート造の住宅その他これに類する住宅又は組積造の気密住宅	屋根又は天井	2.9	1.6	1.1	1.1	1.1	1.1	
	壁	1.7	0.9	0.9	0.7	0.5		
	床	外気に接する部分	2.9	1.8	1.8	1.0	0.6	
		その他の部分	2.1	1.0	1.0	0.5	0.3	
	土間床等の外周	2.1	0.1	0.1				

等級3

次に掲げる基準に適合していること。

a (略)

b 躯体の断熱性能等に関する基準

設計施工指針3に掲げる基準に適合していること。この場合において、設計施工指針3(1)の本文は「熱橋(構造部材、下地材、窓枠下材その他断熱構造を貫通する部分であって、断熱性能が周囲の部分より劣るものをいう。以下同じ。)となる部分(壁に設けられる横架材を除く。)による低減を勘案した熱貫流率が、それぞれ住宅の種類、部位及び地域の区分に応じ、次の表に掲げる数値以下であること。」と、設計施工指針3(1)の表は次の表1と、設計施工指針3(2)の表は次の表2とする。

表1

部 位	熱貫流率の基準値 (単位 $\text{W}/\text{m}^2\cdot\text{K}$)					
	地域の区分					
屋根又は天井	0.24	0.52	0.67	0.67	0.67	0.67
壁	0.45	1.03	1.03	1.11	1.63	
床	外気に接する部分	0.30	0.54	0.54	0.83	1.00
	その他の部分	0.43	0.83	0.83	1.26	1.51
土間床等の外周	0.43	0.78	0.78			
	0.62					

表2

住宅の種類	部 位	断熱材の熱抵抗の基準値 (単位 $\text{m}^2\cdot\text{K}/\text{W}$)						
		地域の区分						
(1) 鉄筋コンクリート造及び組積造の住宅その他これらに類する住宅	屋根又は天井	2.9	1.6	1.1	1.1	1.1	1.1	
	壁	1.7	0.9	0.9	0.7	0.5		
	床	外気に接する部分	2.9	1.8	1.8	1.0	0.6	
		その他の部分	2.1	1.0	1.0	0.5	0.3	
	土間床等の外周	2.1	0.1	0.1				

		その他の部分	0.6							
(2)	木造の気密住宅	屋根又は天井	4.3	1.7	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	
		壁	2.4	0.9	0.9	0.8	0.5			
		床	外気に接する部分	3.7	1.8	1.8	1.0	0.7		
			その他の部分	2.4	1.0	1.0	0.5	0.3		
		土間床等の外周部	外気に接する部分	2.1	0.1	0.1				
		その他の部分	0.6							
(3)	(1)及び(2)以外の気密住宅	屋根又は天井	5.2	2.0	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	
		壁	3.0	1.1	1.1	1.0	0.6			
		床	外気に接する部分	4.5	2.2	2.2	1.2	0.9		
			その他の部分	3.0	1.2	1.2	0.6	0.4		
		土間床等の外周部	外気に接する部分	2.1	0.1	0.1				
		その他の部分	0.6							
(4)	(1)以外の組積造の住宅	屋根又は天井		2.2	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	
		壁		1.1	1.1	0.9	0.6			
		床	外気に接する部分		2.0	2.0	1.2	0.7		
			その他の部分		1.2	1.2	0.6	0.3		
		外気に接する土間床等の外周部		0.4	0.4					
(5)	枠組壁工法による住宅その他これに類する住宅	屋根又は天井		2.2	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	
		壁		1.2	1.2	0.8	0.5			
		床	外気に接する部分		2.2	2.2	1.2	0.8		
			その他の部分		1.5	1.5	0.6	0.4		
		外気に接する土間床等の外周部		0.4	0.4					
(6)	(2)及び(5)以外の木造の住宅	屋根又は天井		2.8	1.8	1.8	1.8	1.8	1.8	
		壁		1.8	1.8	1.2	0.7			
		床	外気に接する部分		3.2	3.2	1.6	1.1		
			その他の部分		1.8	1.8	0.9	0.5		
		土間床等の外周部	外気に接する部分		1.4	1.4				
		その他の部分		0.3	0.3					
(7)	(1)から(6)までに掲げる住宅以外の住宅	屋根又は天井		3.3	2.2	2.2	2.2	2.2	2.2	
		壁		2.2	2.2	1.5	0.8			
		床	外気に接する部分		3.9	3.9	1.9	1.3		
			その他の部分		2.2	2.2	1.1	0.6		
		土間床等の外周部	外気に接する部分		1.4	1.4				
		その他の部分		0.3	0.3					

1 土間床等の外周部の断熱材の熱抵抗の値は、基礎の外側若しくは内側のいずれか又は両方に地盤面に垂直に施工される断熱材の熱抵抗の値を示すものとする。この場合において、断熱材は、基礎底盤上端から基礎天端まで連続に施工し、又はこれと同等以上の断熱性能を確保できるものとしなければならない。ただし、玄関その他これに類するもの（当該玄関その他これに類するものの面積（当該玄関その他これに類するものが2以上ある場合においては、その合計の面積）が、最下階（地階を除く。）の床面積に0.1を乗じた値以下のものに限る。）における土間床等（床裏が外気に通じない床を除く。この項において同じ。）の外周部の断熱材の熱抵抗について、次のいずれかとすることができ（鉄筋コンクリート造等の住宅で、壁又は土間床等の外周部を内断熱工法とした場合を除く。）

(1) 当該土間床等と屋外の床との取合部を除く基礎の外側に、地盤面に垂直に上表に掲げる基準値以上の熱抵抗の断熱材を施工すること。

(2) 土間床等の外周部の断熱材に替えて、当該土間床等の裏に接する部分に0.6以上の熱抵抗の値の断熱材を施工すること（、及び地域に限る。）

2～7（略）

c 開口部の断熱性能等に関する基準

設計施工指針4(4)を除く。)に掲げる基準に適合していること。この場合において、設計施工指針4(1)イの表は次の表1と、設計施工指針4(1)ロの表は次の表2と、設計施工指針4(2)イ中「及び」とあるのは「 」と、「 」とあるのは「 」と、「及び」とあるのは「 」と、「 」とあるのは「 、及び」と、設計施工指針4(2)ロの本文は「建築主等の判断の基準別表第1の、及び地域においては、方位が東北東から南を経て西北西までの範囲に面する窓では、日射侵入率が0.66以下のガラスを使用し、又は付属部材(レースカーテン、内付けブラインド(窓の直近内側に設置されるベネシャンブラインド又はこれと同等以上の遮蔽性能を有するものをいう。)紙障子、外付けブラインド(窓の直近外側に設置され、金属製スラット等の可変により日射調整機能を有するブラインド又はこれと同等以上の遮蔽性能を有するオーニング(テント生地等で

		その他の部分	0.6							
(2)	木造住宅	屋根又は天井	4.3	1.7	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	
		壁	2.4	0.9	0.9	0.8	0.5			
		床	外気に接する部分	3.7	1.8	1.8	1.0	0.7		
			その他の部分	2.4	1.0	1.0	0.5	0.3		
		土間床等の外周部	外気に接する部分	2.1	0.1	0.1				
		その他の部分	0.6							
(3)	(1)及び(2)以外の住宅	屋根又は天井	5.2	2.0	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	
		壁	3.0	1.1	1.1	1.0	0.6			
		床	外気に接する部分	4.5	2.2	2.2	1.2	0.9		
			その他の部分	3.0	1.2	1.2	0.6	0.4		
		土間床等の外周部	外気に接する部分	2.1	0.1	0.1				
		その他の部分	0.6							

1 土間床等の外周部の断熱材の熱抵抗の値は、基礎の外側若しくは内側のいずれか又は両方に地盤面に垂直に施工される断熱材の熱抵抗の値を示すものとする。この場合において、断熱材は、基礎底盤上端から基礎天端まで連続に施工し、又はこれと同等以上の断熱性能を確保できるものとしなければならない。

2～7（略）

8 一戸建住宅にあっては、床の「外気に接する部分」のうち、住宅の床面積の合計に0.05を乗じた面積以下の部分については、上表において「その他の部分」とみなすことができる。

c 開口部の断熱性能等に関する基準

設計施工指針4に掲げる基準に適合していること。この場合において、設計施工指針4(1)イの表は次の表1と、設計施工指針4(1)ロの表は次の表2と、設計施工指針4(2)イ中「及び」とあるのは「 」と、「 」とあるのは「 」と、「及び」とあるのは「 」と、「 」とあるのは「 、及び」と、設計施工指針4(2)ロの本文は「建築主等の判断の基準別表第1の、及び地域においては、方位が東北東から南を経て西北西までの範囲に面する窓(直達光が入射する天窗以外の窓で、当該窓の面積が住宅の床面積の合計に0.04を乗じた値以下となるものを除くことができる。)では、日射侵入率が0.66以下のガラスを使用し、又は付属部材(レースカーテン、内付けブラインド(窓の直近内側に設置されるベネシャンブラインド又はこれと同等以上の遮蔽性能を有するものをいう。)紙障子、外付けブラインド(窓の直近外側に設置され、金属製スラット等の可変

構成される日除けで開閉機構を有するものをいう。)若しくはサンシェード(窓全面を覆う網状面材の日除けをいう。)をいう。)その他日射の侵入を防止するため開口部に取付けるものをいう。)ひさし、軒等(オーバーハング型日除けで、南東から南を経て南西までの方位に設置され、外壁からの出寸法がその下端から窓下端までの高さの0.3倍以上のものをいう。)を設けること。」と、設計施工指針4(3)の表は次の表3とする。

表1

地域の区分					
熱貫流率の基準値 (単位 W/m ² ・K)	2.33	3.49	4.65	6.51	

表2

窓が面する方位	地域の区分				
真南±112.5度の方位	0.60				

表3

地域の区分	—	—	—	—	—
気密性等級	A-4 又は A-3				
「気密性等級」とは、日本工業規格A4706に定める気密性等級をいう。					

等級2

次に掲げる基準に適合していること。

a 断熱構造とする部分の基準

設計施工指針2に適合していることとする。この場合において、設計施工指針2の本文中「その直下の天井、外気等」とあるのは、「その直下の天井並びに外気等」と、「及び開口部並びに外周が外気等に接する土間床等については、」とあるのは、「及び開口部については、」と、「断熱、日射遮蔽、結露防止及び気密のための措置」とあるのは「断熱及び結露防止のための措置」と、「(1)から(3)まで」とあるのは「(1)から(3)まで並びに評価方法基準第5の5-1(3)口 aの()及び()」とする。

- () 居室と区画されている玄関その他これに類する区画の出入口の建具
- () 共同住宅等の壁であって、次の表の(イ)項に掲げる地域の区分に応じ、(ロ)項に掲げる壁の種類に該当するもの

(イ)	(ロ)
地域の区分	壁の種類
	居室又は押入れ以外の壁(妻壁を除く。)

により日射調整機能を有するブラインド又はこれと同等以上の遮蔽性能を有するオーニング(テント生地等で構成される日除けで開閉機構を有するものをいう。)若しくはサンシェード(窓全面を覆う網状面材の日除けをいう。)をいう。)その他日射の侵入を防止するため開口部に取付けるものをいう。)ひさし、軒等(オーバーハング型日除けで、南東から南を経て南西までの方位に設置され、外壁からの出寸法がその下端から窓下端までの高さの0.3倍以上のものをいう。)を設けること。」とする。

表1

地域の区分					
熱貫流率の基準値 (単位 W/m ² ・K)	2.33	3.49	4.65	6.51	

表2

窓が面する方位	地域の区分				
真南±112.5度の方位	0.60				

d 結露の発生を防止する対策に関する基準

イ bに掲げる基準に適合していること。

等級2

次に掲げる基準に適合していること。

a 断熱構造とする部分の基準

設計施工指針2に適合していることとする。この場合において、設計施工指針2の本文中「その直下の天井、外気等」とあるのは、「その直下の天井並びに外気等」と、「及び開口部並びに外周が外気等に接する土間床等については、」とあるのは、「及び開口部については、」と、「断熱及び日射遮蔽のための措置」とあるのは「断熱のための措置」と、「(1)から(5)まで」とあるのは「(1)から(5)まで並びに評価方法基準第5の5-1(3)口 aの()及び()」とする。

- () 居室と区画されている玄関その他これに類する区画の出入口の建具
- () 共同住宅等の壁であって、次の表の(イ)項に掲げる地域の区分に応じ、(ロ)項に掲げる壁の種類に該当するもの

(イ)	(ロ)
地域の区分	壁の種類
	居室又は押入れ以外の壁(妻壁を除く。)

	居室若しくは押入れ以外の壁又は南面する壁（妻壁を除く。）
	すべての壁

b 躯体の断熱性能等に関する基準

設計施工指針3に掲げる基準に適合していること。この場合において、設計施工指針3の本文中「その直下の天井、外気等」とあるのは、「その直下の天井並びに外気等」と、「床並びに外周が外気等に接する土間床等をいう。」とあるのは、「床をいう。」と、「次に」とあるのは「(1)並びに(2)のイの(イ)及び(ロ)並びにロ(ロ)に」と、設計施工指針3(1)イの本文は「熱橋（構造部材、下地材、窓枠下材その他断熱構造を貫通する部分であって、断熱性能が周囲の部分より劣るものをいう。以下同じ。）となる部分（壁に設けられる横架材を除く。）による低減を勘案した熱貫流率が、それぞれ住宅の種類、部位及び地域の区分に応じ、次の表に掲げる基準値以下であること。」と、設計施工指針3(1)イの表は次の表1と、設計施工指針3(1)ロの表は次の表2と、設計施工指針3(2)イ(ロ)の本文は「屋根又は天井と壁及び壁と床との取合部においては、外気が室内に流入しないよう有効な措置を講じること。」とする。

表1

住宅の種類	部位	熱貫流率の基準値 (単位 W/m ² ・K)						
		地域の区分						
(1) 鉄筋コンクリート造及び組積造の住宅その他これらに類する住宅	屋根又は天井	0.70	1.04	1.04	1.04	1.41	1.41	
	壁	0.81	1.16	1.16	1.53			
	床	外気に接する部分	0.61	1.10	1.10	1.28		
		その他の部分	0.70	1.22	1.22	1.88		
(2) (1)以外の住宅	屋根又は天井	0.34	0.69	0.69	0.92	1.39	1.39	
	壁	0.53	0.98	0.98	1.29			
	床	外気に接する部分	0.41	0.92	0.92	1.15		
		その他の部分	0.49	1.01	1.01	1.26		

表2

住宅の種類	部位	断熱材の熱抵抗の基準値 (単位 m ² ・K/W)						
		地域の区分						
(1) 鉄筋コンクリート造及び組積造の住宅その他これらに類する住宅	屋根又は天井	1.2	0.7	0.7	0.7	0.5	0.5	
	壁	1.0	0.6	0.6	0.4			
	床	外気に接する部分	1.2	0.5	0.5	0.3		
		その他の部分	0.8	0.4	0.4	0.1		

	居室若しくは押入れ以外の壁又は南面する壁（妻壁を除く。）
	すべての壁

b 躯体の断熱性能等に関する基準

設計施工指針3に掲げる基準に適合していること。この場合において、設計施工指針3の本文中「その直下の天井、外気等」とあるのは、「その直下の天井並びに外気等」と、「床並びに外周が外気等に接する土間床等をいう。」とあるのは、「床をいう。」と、設計施工指針3(1)の本文は「熱橋（構造部材、下地材、窓枠下材その他断熱構造を貫通する部分であって、断熱性能が周囲の部分より劣るものをいう。以下同じ。）となる部分（壁に設けられる横架材を除く。）による低減を勘案した熱貫流率が、それぞれ住宅の種類、部位及び地域の区分に応じ、次の表に掲げる基準値以下であること。」と、設計施工指針3(1)の表は次の表1と、設計施工指針3(2)の表は次の表2とする。

表1

住宅の種類	部位	熱貫流率の基準値 (単位 W/m ² ・K)						
		地域の区分						
(1) 鉄筋コンクリート造及び組積造の住宅その他これらに類する住宅	屋根又は天井	0.70	1.04	1.04	1.04	1.41	1.41	
	壁	0.81	1.16	1.16	1.53			
	床	外気に接する部分	0.61	1.10	1.10	1.28		
		その他の部分	0.70	1.22	1.22	1.88		
(2) (1)以外の住宅	屋根又は天井	0.34	0.69	0.69	0.92	1.39	1.39	
	壁	0.53	1.03	1.03	1.29			
	床	外気に接する部分	0.41	0.92	0.92	1.15		
		その他の部分	0.49	1.01	1.01	1.26		

表2

住宅の種類	部位	断熱材の熱抵抗の基準値 (単位 m ² ・K/W)						
		地域の区分						
(1) 鉄筋コンクリート造及び組積造の住宅その他これらに類する住宅	屋根又は天井	1.2	0.7	0.7	0.7	0.5	0.5	
	壁	1.0	0.6	0.6	0.4			
	床	外気に接する部分	1.2	0.5	0.5	0.3		
		その他の部分	0.8	0.4	0.4	0.1		

(2)	(1)以外の住宅	屋根又は天井	2.7	1.2	1.2	0.8	0.5	0.5
		壁	真壁造で断熱材を施工するもの	1.0	1.0	0.7		
			大壁造で断熱材を施工するもの	2.1	0.8	0.8	0.6	
		床	外気に接する部分	2.6	0.8	0.8	0.6	
			その他の部分	2.1	0.7	0.7	0.5	
1～5 (略)								

c (略)

6～11 (略)

(2)	(1)以外の住宅	屋根又は天井	2.7	1.2	1.2	0.8	0.5	0.5
		壁	真壁造で断熱材を施工するもの	1.0	1.0	0.7		
			大壁造で断熱材を施工するもの	2.1	0.8	0.8	0.6	
		床	外気に接する部分	2.6	0.8	0.8	0.6	
			その他の部分	2.1	0.7	0.7	0.5	
1～5 (略)								
6 一戸建住宅にあっては、床の「外気に接する部分」のうち、住宅の床面積の合計に0.05を乗じた面積以下の部分については、上表において「その他の部分」とみなすことができる。								

c (略)

d 結露の発生を防止する対策に関する基準
イ cに掲げる基準に適合していること。

6～11 (略)